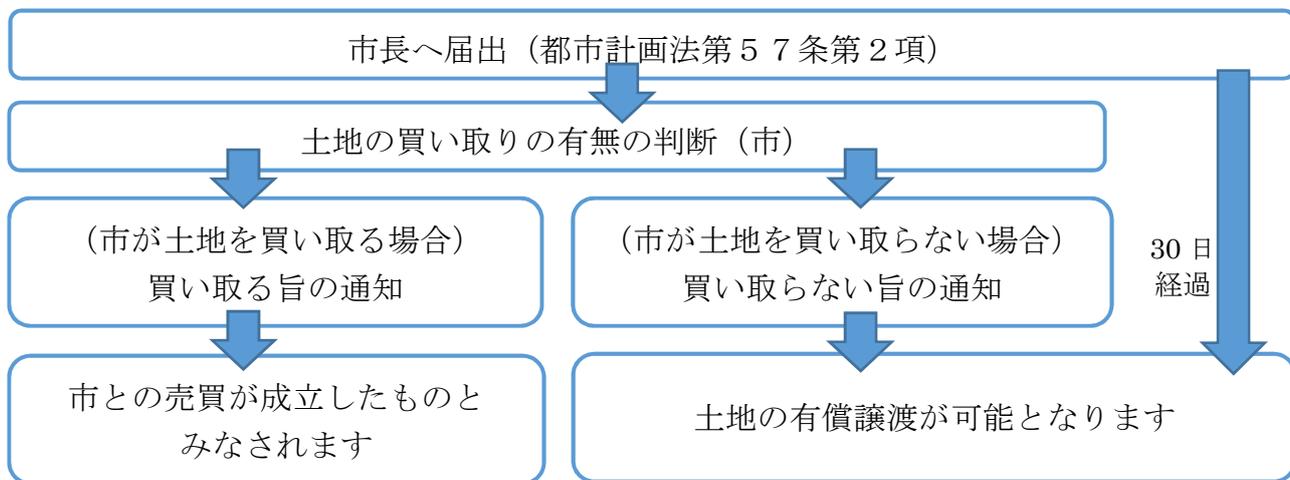


市街地再開発事業予定地内で 土地を有償譲渡する場合は届出が必要です

藤沢市では、令和5年6月21日付で「藤沢駅南口391地区第一種市街地再開発事業」を都市計画決定しました。これに伴い、都市計画法第57条第1項の規定による土地の先買い等に関する公告を行いました。この公告による事業予定地内で土地を有償譲渡する場合の制限の内容については、次のとおりです。

- ① 令和5年7月14日以降、藤沢駅南口391地区第一種市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲渡する場合、藤沢市長に届出が必要となります。（都市計画法第57条第2項）
- ② 届出後30日以内に藤沢市長が土地を買い取る旨の通知をしたときは、市がその土地を買い取ることとなります。（都市計画法第57条第3項）
- ③ 届出後30日間または藤沢市長から買い取らない旨の通知があるまでは、その土地を譲渡することができません。（都市計画法第57条第4項）

《 土地を有償譲渡する場合のお手続き 》 まずは事前に市の担当窓口までご相談ください。



《 届出が必要な区域 》

(藤沢駅南口391地区第一種市街地再開発事業の施行区域)



(担当窓口)

藤沢市計画建築部

都市計画課

(藤沢市役所分庁舎3階)

電話：0466-50-3537 (直通)